

民事執行・民事保全（１）

第１ 民事執行

１ インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事執行の手續における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

１ インターネットを用いてする申立て等を可能とすること

現行法令上、民事執行の手續におけるインターネットを用いてする申立て等に関する規律は、現行民訴法第132条の10と同様であり、申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができるかとされている。

民事訴訟手續のIT化においては、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることとされている。民事執行手續のIT化においても、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることを検討することが考えられる。

２ 「申立て等」の範囲

ここでいう申立て等は、民執法第20条が準用する現行民訴法第132条の10における「申立て等」と同じである。

民事執行の手續においては、例えば、強制執行開始の申立てのほか、申立債権者以外の債権者及び担保権者による配当要求（民執法第51条、第105条、第133条、第154条及び第167条の9）、債権執行における第三債務者の陳述（同法第147条）、情報取得手續における第三者の情報提供（同法第208条）などもこれに当たると解される。

なお、執行官に対する申立て等についても問題となるが、これについては、9で検討する予定である。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事執行の手續において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしてしなければならない者については、民事執行の手續においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

- 1 インターネットを用いた申立て等の実現は、これにより、関係者間等における情報のやりとりが円滑化・効率化されることや事件記録の電子化が実現した場合には、これとあいまって、事件記録が迅速かつ正確に電子データで作成されて書面への出力を不要とすること等により書面管理等のコストを削減すること、ひいては手續の迅速化・効率化が図られ、民事裁判手續等に関する社会全体のコストが削減されることが期待されるものである。したがって、可能な限り多くの者がインターネットを用いてする申立て等によることが望ましいが、これを法令により義務付けることについては、その必要性及び許容性の観点から、義務付けの範囲・対象を検討する必要があると考えられる。
- 2 ところで、民事訴訟手續のIT化に関する民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱においては、弁護士、司法書士等の委任を受けた訴訟代理人や国及び地方公共団体が選任した指定代理人等については、申立て等はインターネットを用いてしなければならないとされた。他方で、その余の者は、法律上インターネットを用いた申立て等を義務付けることはせず、最高裁規則で、インターネットを用いてすることができる者は、申立て等をインターネットを用いてする方法によりするものとする旨の規律を設けるものとする事とされている。

これは、上記のようにインターネットを用いた申立て等を可能とすることによる社会的便益の観点からすれば、申立て等は、可能な限り、インターネットを用いた方法により行われるのが望ましい一方で、これを一般的に義務付けることとした場合には、現状においては、裁判を受ける権利にも影響を与えかねないことが危惧されたこと、他方で、法律専門職にある者は、職務として民事訴訟手續に関与するものであるから、訴訟手續の迅速化・効率化に率先して取り組むことを期待することができ、また、一般に、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられたこと等による。
- 3 民事訴訟手續の議論を踏まえて、民事執行の手續においても同様のものとする事とも考えられるが、民事執行の手續の特殊性を考慮し、これと別の議論をするとの意見もあると思われる。そこでは、民事執行の手續の特殊性として、どういった点に着目をするのか、その着目した点を踏まえてどのように考えるのか、仮に、民事訴訟手續におけ

る議論を超えて義務付けの範囲を拡張するのであれば、どのようにそれを正当化するのかなどが問題となると思われる。

- 4 なお、民事執行の手続では、例えば、債権執行における第三債務者が陳述（民執法第147条）をするケースなど、いわゆる執行事件の当事者以外の第三者が申立て等をするケースもあるので、そのケースも含めて検討をする必要がある。

もっとも、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、民事訴訟手続における申立て等につき訴訟代理人等についてはインターネットによらなければならない旨の規律を置くこととしているが、この規律は、原告・被告によるものか、それ以外の第三者によるものかを区別することなく、「申立て等」に該当すれば適用されることを前提としている。

- 5 そのほか、執行官に対する申立て等についても問題となるが、これについては、9で検討する予定である。

2 事件記録の電子化

- ① 民事執行の手続の記録を電子化するために、（民事訴訟手続と同様に、）次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）に記録しなければならない。ただし、当該事項がファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- b aの申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。

- ② また、上記の各規律を前提としつつも、民事執行の手続の特性を踏まえた電子化の例外に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

（説明）

1 民事執行事件の記録の電子化

現在、民事執行事件の記録は、紙媒体で保管されているが、これを電子化し、その記録を裁判所外からも閲覧等を可能とすること等を可能とすることが考えられる。

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、訴訟記録を電子化するために、本文①a及びbの規律を設けることとしている。

2 電子化の例外の是非

また、上記の各規律を設けることを前提とするとしても、民事執行の手続の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきとの意見も考えられる。

例えば、申立人が書面によって申立てをしたが申立てが却下され、強制執行が開始しないケースや、強制執行が開始したが、差押えをする財産が存在しない（実務上は、空振りなどと呼ぶことがある）ケースなどでは、事件記録を電子化するニーズが乏しいなどという意見も考えられる（ただし、後者のケースでは、執行の結果によって電子化が左右されるということとなり、提出時点で電子化の是非が判断できないという問題がある。）。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書や配当表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

（説明）

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするとしているが、民事執行の手續においても、同様にすることが考えられる。

また、この検討に際しては、一定の例外を設けるかどうかも問題になると思われる（本文2②参照）。

4 期日におけるウェブ会議等の利用

(1) 口頭弁論の期日

民事訴訟手續と同様に、口頭弁論の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手續を行うことができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手續に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(2) 審尋の期日

民事訴訟手續と同様に、審尋の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同

時に通話をすることができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(3) (証拠調べとしての性質を有する) 審尋の期日

民事訴訟手続と同様に、(証拠調べとしての性質を有する) 審尋の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。

- ② ①の規律は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

(4) 売却決定期日

売却決定期日のウェブ会議・電話会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者【その他の民執法第70条に規定する利害関係を有する者】が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、売却決定期日における手続を行うことができるものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注) ウェブ会議・電話会議を利用することを決定する際に、当事者の意見を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(5) 配当期日

配当期日のウェブ会議・電話会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、配当期日における手続を行うことができるものとする。

- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注) ウェブ会議・電話会議を利用することを決定する際に、当事者の意見を聴かな

ければならないものとするについて、どのように考えるか。

(6) 財産開示期日

財産開示期日のウェブ会議について、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか

ア 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

- ① 裁判所は、財産開示期日において、【やむを得ない事由があると認めるときは、】民執法第198条第2項第1号に掲げる申立人及び同項第2号に掲げる債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに当該申立人及び当該債務者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、その債務者から陳述を聴取することができる。
- ② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日において陳述をしたものとみなす。

イ 申立人のウェブ会議による参加

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、民執法第198条第2項第1号に掲げる申立人及び同項第2号に掲げる債務者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当該申立人及び当該債務者が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、その申立人を財産開示手続に参加させることができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した民執法第198条第2項第1号に掲げる申立人は、その期日に出頭したものとみなす。

(後注) 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日について、ウェブ会議等による参加を認めることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 口頭弁論の期日 (本文(1))

執行裁判所のする裁判について、口頭弁論を開くかどうかは、執行裁判所の裁量に委ねられている(民執法第4条)が、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭弁論を執行手続においても可能とすること(民事訴訟と異なる規律を設けないものとする)が考えられる。

2 審尋の期日 (本文(2)及び(3))

また、審尋の期日について、民事執行の手続における審尋は、審理における当事者による陳述の機会としての性質のものと、証拠調べの一種としての性質を有するものがあると考えられる。民事訴訟手続のIT化については、争点整理としての審尋(民訴法

第87条第2項)は電話会議等で可能とされたが、参考人等の審尋(同法第187条)については、簡易の証拠調べとしての性質を有するものであることから、音声のみの電話会議が可能なのは当事者双方に異議がないときに限定されることとなった。

これを踏まえ、民事執行の手續の審尋の期日についても、同様の仕組みとすることが考えられる。

3 売却決定期日(本文(4))

(1) 不動産の競売手續において、現行法令上、執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならないとされ(民執法第69条)、売却決定期日においては、不動産の売却許可又は不許可に関して利害関係を有する者は、意見を陳述することができる(同法第70条)。なお、売却決定期日における手續は、利害関係を有する者に対してのみ公開すれば足り、一般の公衆が自由に傍聴できるようにする必要はないとされている。売却決定期日の公告及び通知は、民執規則第36条及び第37条に規定がある。

(2) 売却決定期日は、裁判所で開かれるものであり、その期日に出席するには、裁判所に出頭しなければならないが、利便性向上の観点から、ウェブ会議・電話会議による参加を認めることが考えられる。

ウェブ会議・電話会議による参加を認める者の範囲については、執行事件の当事者(申立債権者及び債務者)のほか、売却決定期日において、陳述をすることができる不動産の売却許可又は不許可に関して利害関係を有する者として考えられる。

(3) また、ウェブ会議・電話会議による参加を認めるとして、それを決定する際に一定の者から意見を聴かなければならないものとして考えられる。

例えば、当事者から意見を聴くことが考えられる。もっとも、民事訴訟のケースでは、口頭弁論や争点整理手續が継続的に実施されており、あらかじめ当事者から意見を聴くことが容易ではあるが、他方で、民事執行の手續ではそのようなことはなく、売却決定期日の前に、あらかじめ聴くことは難しいケースがあると思われる。そうすると、(あらかじめ)当事者からの意見聴取を不要とすることも考えられる。

また、当事者以外の関係者から意見を聴くことも考えられるが、売却決定期日の関係者は多数にのぼり得る(通知先を定める民執規則第37条参照)ため、その全てから意見を必ず聴かなければならないとすることは、難しく、現実的には困難であると思われる。

4 配当期日(本文(5))

(1) 買受人が売却代金を納付し、売却代金について配当の手續が行われる場合には、執行裁判所は、配当期日において、各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める(民執法第85条

第1項)。必要な場合には、配当期日において、出頭した債権者及び債務者の審尋や、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることもできる（同条第4項）。そして、執行裁判所が定めたところを踏まえ、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成することとされている（同条第5項。）。

配当期日には、民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない（同条第2項）、配当表に記載された各債権者は、配当期日において、異議の申出をすることができる（同法第89条第1項）。

- (2) 配当期日は、裁判所で開かれるものであり、その期日に出席するには、裁判所に出頭しなければならないが、利便性向上の観点から、ウェブ会議・電話会議による参加を認めることが考えられる。

ウェブ会議・電話会議による参加を認める者の範囲については、呼出しの対象である民執法第85条第1項に規定する債権者及び債務者とすることが考えられる。

- (3) また、ウェブ会議・電話会議による参加を認めるとして、それを決定する際に（あらかじめの）意見聴取を不要とする考え方のほか、当事者（差押債権者及び債務者）からの意見聴取を必要とする意見も考えられる。

5 財産開示期日（本文(6)）

- (1) 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述（本文ア）

債務者の財産状況の調査として実施される財産開示手続においては、債務者（開示義務者）は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産について陳述しなければならないとされている（民執法第199条第1項）。

財産開示期日は、裁判所で開かれるが、証人尋問や審尋等をウェブ会議により実施することができること等を踏まえ、債務者がウェブ会議を利用して陳述することを認めるとの見解も考えられる。もっとも、財産開示手続においては、開示義務者に対し、現実に裁判所等の面前で陳述を求めることに意義があるとの考え方もあり得る。その観点からは、ウェブ会議の利用を認めるとしても、その要件は限定的にすることも考えられる（本文では、差し当たり、やむを得ない事由との表現を記載しているが、証人尋問等の要件等を参考に更に検討することが考えられる。）。また、ウェブ会議を利用する際の意見聴取の対象は、ウェブ会議の利用者である債務者（開示義務者）のほか、申立人として考えられる。

- (2) 申立人のウェブ会議による参加（本文イ）

申立人は、財産開示期日において、執行裁判所の許可を得て、債務者に対し質問を発することもできる（民執法第199条第4項）。そこで、この申立人の期日への関与につきウェブ会議を利用して認めることが考えられる（本文では、債務者（開示義務者）の検討との平仄を考えて、電話会議を利用することは記載していないが、別途検討することも考えられる。）。

6 他の期日（後注）

入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日について、裁判所が相当と認めたときは、ウェブ会議等による参加を認めることも考えられる。

5 売却及び配当

(1) 売却決定期日を経ない売却

意見を述べるための一定の期間を設定することとし、売却決定期日を経ることなく、売却をすることができる仕組みを設けることについて、どのように考えるか。

(2) 配当期日を経ない配当

意見や異議を述べるための一定の期間を設定することとし、配当期日を経ることなく、配当をすることができる仕組みを設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 売却決定期日を経ない売却（本文(1)）

不動産の競売手続において、執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならない（民執法第69条）。これは、意見を述べることを確保することを目的とするものであるが、例えば、意見を述べるための一定の期間を設定することとし、売却決定期日を経ることなく、売却をすることができる仕組みを設けるとの意見も考えられる。

2 配当期日を経ない配当（本文(2)）

執行裁判所は、配当期日において、各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める（民執法第85条第1項）こととされている。

もともと、実務上は、あらかじめ配当期日の前に配当の額等の案が策定されているケースが少なくないところ、例えば、そのような案を示した上で、意見や異議を述べるための一定の期間を設定することとし、配当期日を経ることなく、配当をすることができる仕組みを設けるとの意見も考えられる。

6 記録の閲覧

閲覧等の主体を限定する現行民執法第17条の規律を基本的に維持し、電子化した事件記録については、利害関係を有する者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするものについて

て、どのように考えるか

(注1) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧若しくは複写をすることができる。

(注2) 記録の閲覧等の請求に関し、当事者以外の一定の者についても、当事者と同等に扱う者とする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 記録の閲覧等の主体及び請求の内容（本文）

民事訴訟手続とは異なり、現行民執法第17条は、民事執行の手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧等を請求することができるものとしているが、電子化した事件記録についても、この規律を維持することが考えられる。

また、請求することができる内容は、民事訴訟手続と同様に、最高裁判所に定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付とすることが考えられる。

本文は、以上の2点について検討するものである。

なお、電子化しない事件記録については、現行民執法の規律を維持することを前提としている。

2 閲覧等の具体的な内容（注1）（注2）

閲覧等の具体的な内容については、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、（注1）に記載したようなものとすることが考えられる。

もともと、（注1）では、当事者（申立債権者及び債務者）に限った規律を置くが、民事執行の手続では、配当要求をする債権者など、当事者と同じように強い利害を有する者が想定されるため、（注2）のとおり、当事者以外の者であっても、一定の範囲で当事者と同等に扱う者を認めるかが問題となる。他方で、そのような者をどの範囲で認めるのか、さらに、どのような方法で認定し、これを認めるのか（当事者かどうかは、申立書等の記載により定型的に定まるが、その余の者はそのようにいえるとは限らない。）などが問題となる。

例えば、いったん当事者と同等に扱うと認めた者は、その後は当事者と同等に扱うともものすることも考えられる。この考えについては、その後の利害関係の変動等を考慮するかどうかなども問題となる。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(後注)民事執行の手続における公告においては、裁判所の掲示場等への掲示に加えて、公告事項又はその要旨をインターネットを利用する方法により公示するものとする
ことについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達 (本文(1))

- (1) 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱では、送達の対象が電磁的記録である場合には、①その記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を送達することに加え、②受送達者がシステム送達を受ける旨の届出(メールアドレス等の連絡先の届出を含む。)をした場合には、裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録を受送達者において閲覧及び保存(ダウンロード)を可能とする措置をした上で、その連絡先に宛ててその旨を通知する方法により送達を可能とするものとしている。

上記②の方法による送達の効力は、受送達者において、イ)当該電磁的記録を閲覧した時、ロ)保存(ダウンロード)した時、又は、ハ)通知から一定の期間を経過した時に生じる。

民事執行の手続においても、基本的には、上記の仕組みと同様とすることが考えられる。

- (2) ただし、仮に、民事訴訟手続と同様の規律としても、上記②の方法(以下「システム送達」という。)をとる際に、運用上どういった問題が生ずるのかなどについて検討することも考えられる。

例えば、民事執行の手続では、送達の効力が生じた時が差押えの効力の発生時期となるケースがあるが、システム送達の届出をしながら、届出をした者が適切な時期に閲覧や保存をしなかったケース(閲覧や保存をしないまま放置したケース)のリスク(差押えの効力の発生時期が遅れることとなる)をどのように考えるのかなどが問題となるほか、差押えの前にどのようにしてシステム送達の届出をするのかなどが問題となる。

2 公示送達（本文(2)）

公示送達については、インターネットを利用した方法によることとしている民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱と同様の規律とすることが考えられる。

3 公告（後注）

民事執行の手續においては、強制競売の開始決定及び配当要求の終期（民執法第49条第2項及び第4項）、不動産の売却（同法第64条第5項）について、公告をしなければならないとされており、その方式については、公告事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行うこととされている（民執規則第4条第1項）。

また、そのような掲示に加え、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する方法により、公告事項の要旨等を公示することができることとしている（民執規則第4条第3項）。

最高裁判所規則事項ではあるものの、公示送達と同様に、公告に際しては、この裁判所の掲示場等への掲示に加えて、インターネットを利用した方法の公示を必須とするのかが問題となる。また、その際には、公告事項の全てを記載するのか、要旨とするなど簡略化するのかなども問題となる。

8 債務名義の正本の添付・執行文の付与

(1) 債務名義の正本添付の要否

債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものである場合には、原則として、強制執行の手續において執行裁判所が債務名義作成裁判所の訴訟記録中の債務名義を確認するものとし、申立てに債務名義の正本の添付を要しないものとするについて、どのように考えるか。

(注) 強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成された場合に、その裁判に係る文書を執行裁判所に提出することなく、強制執行の停止をする仕組みについて、どのように考えるか。

(2) 単純執行文と同等の制度の要否

(前記(1)の仕組みを設けることを検討するに際し、)債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものについて、単純執行文と同等の制度を設けることの是非について、どのように考えるか。

(3) 特殊執行文と同等の制度の要否

(前記(1)の仕組みを設けることを検討するに際し、)債務名義が裁判所において電磁的記録によって作成されたものについて、特殊執行文と同等の制度を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 債務名義の正本添付（本文(1)及び（注））

(1) 債務名義の正本添付（本文(1)）

現行法令上、民事執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施するものとされ（民執法第25条）、その申立書には、執行力のある債務名義の正本を添付しなければならないこととされている（民執規則第21条）。これは、債務名義作成の裁判所と執行裁判所が別個であり、執行裁判所において、債務名義の有無を確認するにはその正本の提出を求めるほかなかったことによるものである。

もっとも、民事訴訟手続のIT化により、民事訴訟の判決書や和解調書が、電磁的記録によって作成されるようになれば、本文(1)のような規律とする（債務名義の正本ではなく、債務名義それ自体に基づきすることとする）ことが可能であり、国民の利便性の向上等の観点から望ましいと考えられる。

なお、法改正前に作成された判決書や、裁判所以外の機関が作成するものについては、この規律の対象とはしていない。

(2) 強制執行の停止（強制執行を開始しない場合）に関する規律（（注））

現行法では、強制執行の停止は、所定の文書が執行裁判所に提出された時になされるものとされている（民執法第39条第1項）。

他方で、今後、強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成される場合があるが、この場合には、執行裁判所に執行停止の申立てをすれば、その裁判に係る文書を執行裁判所に提出しなくとも、執行裁判所が、その裁判の作成裁判所の記録を確認し、その確認ができた段階で、強制執行を停止するとの仕組みも考えられる。

なお、上記の仕組みのほか、強制執行を停止させる裁判が電磁的記録により作成される場合には、執行裁判所に対する執行停止の申立てすらなくとも、自動的に、強制執行を停止するとの仕組みとすべきとの意見も考えられるが、そういったシステムの整備が可能であるのかなどが問題になると思われる。

2 単純執行文と同等の制度の要否（本文(2)）

現行法では、例えば、判決がされても、改めて判決作成裁判所の裁判所書記官がその判決書の正本に執行文を付与しなければ、強制執行を開始することはできない。このうち、一般的な要件を充足している場合に、付与されるものを単純執行文と呼んでいる（単純執行文は執行力の存在および範囲を公証する文書であるという性質を有している。）。

仮に、本文(1)のように、判決書の正本の提出を省略するとしても、現行法における単純執行文と同等の制度を設け、裁判所書記官が債務名義の一般的な要件の充足性を判断することとするかが問題となるが、執行裁判所は、当該判決につき一般的な要件を充足しているのかについて、直接判決の記録を確認することができ、制度として、同

様の仕組みを設ける必要性はないとの意見も考えられる。

なお、仮に、引き続き、裁判所書記官が確認するとの仕組みを設けるとして、その主体を、債務名義作成裁判所の書記官とするか、それとも、執行裁判所の書記官とするかも問題となる。当該債務名義につき一般的な要件を充たしているとの判断をし、それを全ての執行の場面でも活用しようとするのであれば、これまでと同様に、前者の考えをとるのがなじみやすいと思われる。他方で、執行裁判所が執行の開始にあたり、その都度一般的な要件を判断することを前提に、執行裁判所の書記官が確認するとのスキームを設けるのであれば、これは、結局、執行開始の要件の判断のうち、一部については書記官の事務とし、その余を裁判官の事務とすることではないかと思われる。

3 特殊執行文と同等の制度の要否（本文(3)）

現行法では、例えば、判決の内容が事実の到来に係る場合には条件成就執行文が、判決の当事者以外の者を債権者や債務者にする場合には承継執行文がそれぞれ付与されていなければ、強制執行を開始することはできない。

こういった執行文を特殊執行文と呼ぶが、一定の条件等の充足を確認する必要がある場合に、仮に、本文(1)のように、判決書の正本の提出を省略するケースにつき、その条件等の充足を誰が、どのように確認するのが問題となる。

現行法と同様に考えるのであれば、債務名義作成裁判所の書記官がその判断をし、その結果を債務名義作成裁判所の記録に電磁的に記録することになるとと思われる（執行裁判所は、執行を開始する際に、その結果を確認することとなり、全ての強制執行の手続においてその判断は有効になるとと思われる。）。

他方で、執行裁判所の書記官が、債務名義作成裁判所の訴訟記録等を見ながら、判断するという考えもあり得るとと思われるが、その法的な枠組みは引き続き検討する必要があると思われる。

9 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化等

執行官に直接申し立てる執行手続を裁判所に申し立てる執行手続と同様にIT化することについて、どのように考えるか。裁判所に申し立てる執行手続と異なる取扱いを検討すべき事項として、どのようなものがあるか。

(注) (執行官に直接申し立てる執行手続かどうかにかかわらず) 執行全般につき、執行官に対する申し立て等の取扱いについても1及び2の規律と同様に考えることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 執行官に直接申し立てる執行手続のIT化（本文）

執行手続の中には裁判所に申し立てをするもののほか、執行官に直接申し立てるもの

がある。執行官に直接申し立てる執行手続としては、動産執行（民執法第122条）、不動産の引渡（明渡）執行（同法第168条）のほか、担保権の実行としての動産競売（同法第190条）があり、これらの手続については、執行官が執行機関となり、債権者は執行官に直接申立てをすることとされている。

執行官は、独立の司法機関であり、所属する地方裁判所の司法行政上の監督を受けるものの、個別の職務を実施する際には、自己の責任と判断においてその権限を行使するものとされている。執行官に直接申立てをする上記の執行手続について、例えば、事件記録の電子化（前記2）や執行機関が事件管理システムを通じて債務名義を作成した裁判所が保管する債務名義を確認する規律（前記8）に関し、裁判所に申立てをする執行手続と異なる規律を設けることを検討すべき事項があるかが問題となる。

2 執行官に対する申立て等

執行官は、前記1のとおり執行官に直接申し立てる執行手続における執行機関となるほか、裁判所に申立てがあった執行手続において、役割を有することがある。（執行官に直接申し立てる執行手続かどうかにかかわらず）執行全般につき、執行官に対する申立て等が存在するところ、この取扱いを、1及び2の規律と同様に考えることについて検討することが考えられる。

10 その他

（注）書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

（説明）

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録の証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、民事執行の手続においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

第2 民事保全

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

民事保全の手続における申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

現行法令上、民事保全の手続におけるインターネットを用いてする申立て等に関する規律は、現行民訴法第132条の10と同様であり、申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができるものとされている。

民事訴訟手続のIT化においては、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることとされている。民事保全手続のIT化においても、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることを検討することが考えられる。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

民事保全の手続において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない者については、民事保全の手続においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

インターネットを用いてする申立て等の義務付けについては、民事訴訟手続の議論を踏まえて、民事保全の手続においても同様の規律とする事も考えられるが、民事保全の手続の特殊性を考慮し、これと別の議論をするとの意見もあると思われる。そこでは、民事保全の手続の特殊性として、どういった点に着目をするのか、その着目した点を踏まえてどのように考えるのか、仮に、民事訴訟手続における議論を超えて義務付けの範囲を拡張あるいは縮小するのであれば、どのようにそれを正当化するのかなどが問題となると思われる。

2 事件記録の電子化

① 民事保全の手続の記録を電子化するために、(民事訴訟手続と同様に、) 次のような規律を設ける事について、どのように考えるか。

a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル)に記録しなければならない。ただし、当該事項がファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- b aの申立て等に係る書面等のほか、民事保全の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。
- ② また、上記の各規律を前提としつつも、民事保全手続の特性を踏まえた電子化の例外に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱を踏まえ、事件記録を電子化するために、本文①a及びbの規律を設けることを前提とするとしても、民事保全手続の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきとの意見も考えられる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするとしているが、民事保全の手続においても、同様にすることが考えられる。

また、この検討に際しては、一定の例外を設けるかどうかとも問題になると思われる（本文2②参照）。

4 期日におけるウェブ会議等の利用

(1) 口頭弁論の期日

民事訴訟手続と同様に、口頭弁論の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(2) 審尋の期日

民事訴訟手続と同様に、審尋の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(3) (証拠調べとしての性質を有する) 審尋の期日

民事訴訟手続と同様に、(証拠調べとしての性質を有する) 審尋の期日に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる。

② ①の規律は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

(注) 仮の地位を定める仮処分命令や、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、ウェブ会議の利用のみを認める(電話会議による方法は認めない)こととする考え方について、どのように考えるか。

(説明)

1 口頭弁論の期日(本文(1))

保全裁判所のする裁判について、口頭弁論を開くかどうかは、保全裁判所の裁量に委ねられている(民保法第3条)が、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭弁論を民事保全手続においても可能とすること(民事訴訟と異なる規律を設けないものとする)が考えられる。

2 審尋の期日(本文(2)及び(3))

審尋の期日について、民事保全の手続における審尋は、審理における当事者による陳述の機会としての性質のものと、証拠調べの一種としての性質を有するものがあると考えられる。民事訴訟手続のIT化については、争点整理としての審尋(現行民訴法第87条第2項)は電話会議等で可能とされたが、参考人等の審尋(同法第187条)については、簡易の証拠調べとしての性質を有するものであることから、音声のみの電話会議が可能なのは当事者双方に異議がないときに限定されることとなった(「民事

訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」第1部第5の3及び同第7の3参照）。

これを踏まえ、民事保全の手続の審尋の期日についても、同様の仕組みとすることが考えられる。

また、仮の地位を定める仮処分命令（民保法第23条第4項）や、保全異議、保全取消し及び保全抗告（同法第29条、同法第40条及び第41条第4項において準用）については、債務者あるいは当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日が必要とされていることから、ウェブ会議のみ認めることとすべきではないかとの観点もあり得る（（注）の記載）。ただし、そもそも、証拠調べの性質を有するケースでは、本文(3)のとおり原則ウェブ会議に限り許されることとした場合、これとは別に上で挙げたような審尋の期日について異なるルールを設ける必要があるのかについて検討する必要があると思われる。

5 記録の閲覧等

閲覧等の主体を限定するとともに、債権者以外の者の閲覧等の時期を制限している現行民保法第5条の規律を基本的に維持し、次のとおりの規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 電子化した事件記録については、利害関係を有する者は、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする。
- ② 債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、①の規律は適用しない。

（注） 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 利害関係を有する者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者（申立債権者及び債務者）は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧及び複写をすることができる。

（説明）

現行民保法第5条は、保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧等を請求することができるものとしている（ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対す

る保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。)

また、請求することができる内容は、民事訴訟手続と同様に、最高裁判所に定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付とすることが考えられる。

本文は、以上の2点について検討するものである。

なお、電子化しない事件記録については、現行民保法の規律を維持することを前提としている。

また、閲覧等の具体的な内容については、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、（注）に記載したようなものとすることが考えられる。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

本文は、民事保全手続においても民事訴訟手続と同様のシステム送達の規律を導入するものとすることや、民事訴訟のIT化後の公示送達と同様の規律を置くこととする点について、検討するものである。

7 その他

(注1) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(注2) 保全執行に関する手続については、基本的に、民事執行の手続と同様の規律によりIT化することについて、どのように考えるか。

(説明)

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる（注1）。民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録の証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、民事保全の手続においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

また、保全執行に関する手続（民保法第43条以下）については、基本的に、民事執行の手続（「第1 民事執行」参照）と同様の規律によりIT化することが考えられる（注2）。